

行政に対する御意見・御要望について

I 郵便法第4条違反の是正に関する事

- ・ 信書と思われる封書が宅配業者によって集配されている現状の改善をしてほしい。
- ・ メール便に信書が流れており、大手運送会社の信書に対する意識を教育してほしい。
- ・ 自治体及び地方に支店が有る大企業向けに、違法性のあるメール便を使わない様なPRをしてほしい。

II 信書便制度の周知広報

- ・ 信書便の認知度を高めてほしい。
- ・ 官公庁が率先して信書便を利用して頂くようお願いしたい。特に県・市町等への利用促進をお願いしたい。
- ・ 先ずは自治体からと思い関係機関との折衝を試みるも、話は聴くが基本的に現行職員の就業を奪いたく無いとの意向が強いものと感じられる。中央から地方自治体への啓蒙を強めていただきたい。

III 制度の見直し

- ・ 先行小規模事業者が後発新規大規模事業者との顧客獲得に不利な競争を強いられている事に疑問を感じる。
- ・ 小規模事業者と大規模事業者の棲み分け等を図っていただき、両者が共存できるようお願いしたい。
- ・ 信書便事業が地方公共団体の巡回・集配業務を受託し、その業務を信書便業務の一部委託として他の事業者に丸投げするような事例が見られる。このような総下請け的な状態を許容することは、真摯に個人情報保護や社員教育など、経営資源を注入している中小事業者にとって死活問題であり、地方公共団体の巡回・集配業務の丸投げはできない、させないようにしてほしい。

IV 意見交換会

- ・ 出席を望みたいが、遠方で旅費がかかるので参加できない。関西で開催される時には、是非出席したい。

VI その他

- ・ 事業許可を受けた事業者に対して何かしらの恩恵があっても良いのではないかと。